福岡出入国在留管理局	審査管理担当	前項第一号（審判担当が分担する事務を除く。）、第二号から第四号まで、第五号（他の担当が分担する事務を除く。）、第七号（他の担当が分担する事務を除く。）、第九号（他の担当が分担する事務を除く。）、第十一号（就労・永住審査担当が分担する事務を除く。）、第十四号から第十七号まで、第十八号（審判担当が分担する事務を除く。）、第十九号、第三十五号から第三十七号まで及び第三十八号（他の担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
	就労・永住審査担当	就労（技能実習を除く。）及び身分又は地位に基づく活動を目的とする外国人について、前項第五号から第十号まで、第十一号（入管法第十九条の十八から第十九条の二十一までの規定に掲げる事務に限る。）、第十二号、第十三号及び第三十八号に掲げる事務
	留学・研修審査担当	留学、研修、技能実習、短期滞在及び文化活動を目的とする外国人について、前項第五号、第七号から第九号まで、第十二号及び第三十八号に掲げる事務
	審判担当	前項第二十号から第三十四号までに掲げる事務、審査請求に関する同項第一号、第五号、第十八号及び第三十八号に掲げる事務並びに同項第九号（外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議の申出並びに在留特別許可に関する事務に限る。）に掲げる事務

3　［略］

（支局の首席審査官の職務）

第十六条　［略］

2　東京出入国在留管理局成田空港支局、東京出入国在留管理局羽田空港支局、東京出入国在留管理局横浜支局、名古屋出入国在留管理局中部空港支局及び大阪出入国在留管理局関西空港支局に置かれる首席審査官の担当区分及び前項に規定する事務の分担は、それぞれ次の表のとおりとする。

局の名称	担当区分	分担事務
東京出入国在留管理局成田空港支局	審査管理担当	第七条第一項第一号から第十二号まで、第十六号から第三十五号まで及び第三十八号（第一審判担当及び第二審判担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
	第一審査担当から第十二審査担当	第七条第一項第一号から第十二号まで、第十六号から第三十七号まで及び第三十八号（第一審判担当及び第二審判担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務

福岡出入国在留管理局	審査管理担当	前項第一号（審判担当が分担する事務を除く。）、第二号から第四号まで、第五号（他の担当が分担する事務を除く。）、第七号（他の担当が分担する事務を除く。）、第九号（他の担当が分担する事務を除く。）、第十一号（就労・永住審査担当が分担する事務を除く。）、第十四号から第十七号まで、第十八号（審判担当が分担する事務を除く。）、第十九号、第三十四号から第三十六号まで及び第三十七号（他の担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
	就労・永住審査担当	就労（技能実習を除く。）及び身分又は地位に基づく活動を目的とする外国人について、前項第五号から第十号まで、第十一号（入管法第十九条の十八から第十九条の二十一までの規定に掲げる事務に限る。）、第十二号、第十三号及び第三十七号に掲げる事務
	留学・研修審査担当	留学、研修、技能実習、短期滞在及び文化活動を目的とする外国人について、前項第五号、第七号から第九号まで、第十二号及び第三十七号に掲げる事務
	審判担当	前項第二十号から第三十三号までに掲げる事務、審査請求に関する同項第一号、第五号、第十八号及び第三十七号に掲げる事務並びに同項第九号（外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議の申出並びに在留特別許可に関する事務に限る。）に掲げる事務

3　［同上］

（支局の首席審査官の職務）

第十六条　［同上］

2　東京出入国在留管理局成田空港支局、東京出入国在留管理局羽田空港支局、東京出入国在留管理局横浜支局、名古屋出入国在留管理局中部空港支局及び大阪出入国在留管理局関西空港支局に置かれる首席審査官の担当区分及び前項に規定する事務の分担は、それぞれ次の表のとおりとする。

局の名称	担当区分	分担事務
東京出入国在留管理局成田空港支局	審査管理担当	第七条第一項第一号から第十二号まで、第十六号から第三十四号まで及び第三十七号（第一審判担当及び第二審判担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
	第一審査担当から第十二審査担当	第七条第一項第一号から第十二号まで、第十六号から第三十六号まで及び第三十七号（第一審判担当及び第二審判担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務